

内容を十分にお読みください

ご契約に関する重要事項のご案内

本書は、電気事業法の規定にもとづき、ご契約に関する重要事項を説明するものです。下記事項のほか、当該ご契約のオプション契約約款を必ずお読みください。

なお、各種約款は、当社のホームページ（www.hepco.co.jp）でご確認いただけます。

1. 料金の単価および算定方法

- (1) 月々の料金は、電力契約標準約款（高圧）（以下「標準約款」といいます。）またはオプション契約約款によって料金として算定された金額（以下「割引対象額」といいます。）から、電化厨房割引額を差し引いたものといたします。ただし、電化厨房割引額は、割引対象額を上限といたします。
- (2) 料金プランの適用条件、料金単価等の詳細については、当社のホームページ（www.hepco.co.jp）に掲載しているオプション契約約款等をご確認ください。

2. 電化厨房割引額

- (1) 電化厨房割引額は、1月につき割引対象契約容量に割引単価を乗じて算定いたします。
- (2) 需給契約の開始、消滅、変更があった場合は、電化厨房割引額を日割計算をして、料金を算定いたします。

3. 割引対象契約容量

- (1) 割引対象契約容量は、専用の回路に施設された電化厨房機器における当該専用の回路に設置された主開閉器容量にもとづき、次によって算定された値といたします。
 - イ 主開閉器が交流単相2線式の場合
割引対象契約容量 = 主開閉器容量 × 電圧 × 1/1,000
 - ロ 主開閉器が交流3相3線式の場合
割引対象契約容量 = 主開閉器容量 × 電圧 × 1.732 × 1/1,000
- (2) 主開閉器容量は、原則として受電設備の二次側に直接接続された割引対象機器専用回路の保護開閉器の容量といたします。
- (3) 割引対象契約容量は、電化厨房機器容量（入力）の合計の150パーセントを上限といたします。

4. 電化厨房割引額に係る割引単価

電化厨房割引額に係る割引単価は、業態ごとに定める1月につき割引対象契約容量1キロワット当たりの金額とし、それぞれの割引単価は、オプション契約約款に定めるところによるものといたします。

5. その他

- (1) 割引の対象となる電化厨房機器は、オプション契約約款に定めるところによるものといたします。
- (2) お客さまが、電化厨房機器の内容の変更または取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (3) お客さまが、主開閉器の変更または取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (4) 需給契約の申込み（変更または廃止を含みます。）の方法、契約期間等の本書に記載のない事項については、お客さまが適用を受ける、標準約款またはオプション契約約款の業務用取引量別契約に定めるところによります。本書と合わせてそれぞれのご契約に関する重要事項のご案内、標準約款、料金表（高圧）、オプション契約約款等をご確認ください。
- (5) 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、オプション契約約款を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のオプション契約約款によります。

イ 消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因が生じた場合に、必要な限度において料金を変更するとき。

ロ 一般送配電事業者の北海道電力ネットワーク株式会社または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、オプション契約約款を変更する必要が生じた場合

ハ その他、オプション契約約款を変更すべき合理的な事由が生じた場合

- (6) オプション契約約款を変更する場合には、当社は、オプション契約約款の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネメール」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更をともなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネメール」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付はいたしません。

- (7) 本書に記載のある事項のほか、お客さまからの申込みにおける契約締結前の供給条件の説明について電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネメール」を含みます。）に掲載する方法等により行なうことがあります。また、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネメール」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。
- (8) 本書に記載のある事項は、お客さまとの需給契約上特に重要となる事項を抜粋したものであり、需給契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。本書に記載のない事項を含め、需給契約の詳細は、オプション契約約款に定めるところによります。

【お問い合わせ先】

北海道電力株式会社（小売電気事業者登録番号 A0267）
所在地 〒060-8677 札幌市中央区大通東1丁目2番地
（電話番号）0120-07-5154
電話受付時間：9：00～17：00
（休業日：土曜、日曜、祝日、12月29日～1月3日、5月1日）